

むつ市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和5年 3月14日

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 佐々木 肇

## 令和4年度定期監査指摘事項に係る措置状況

### 監査事項 (3) 契約事務の執行状況

| 改善を要する事項   | 担当課   | 改善策等の措置状況   |
|--|-------|---|
| <p>●むつ市ひきこもり支援推進事業業務委託</p> <p>支出金額に消費税の二重計上があり、実績額に誤りがあった。</p>   | 福祉政策課 | <p>当該事業の実績報告書の訂正につきましては、国庫補助金事業であることから、関係省庁の指示を受けて対応を行うこととしています。</p> <p>令和4年度の実績報告書類の作成につきましては、作成時期に委託業務費精算基準を事業者に示し、適切な書類作成を行っていきます。</p> |
| <p>●下北Project2021「音楽によるまちづくり事業」ゼミナール等業務委託</p> <p>請負代金変更減額に対する変更契約については、むつ市契約規則に準拠しておらず、また、約款に定める支払方法での支払いではなかった。</p> | 生涯学習課 | <p>1. 変更契約について<br/>令和4年度以降は、むつ市契約規則に則り、変更契約手続きを進められるよう確認した。</p> <p>2. 支払い方法について<br/>同じく、令和4年度以降、むつ市契約規則に則り、支払い手続きを進められるよう確認した。</p>        |

### 監査事項 (4) 補助金等の執行状況

| 改善を要する事項  | 担当課               | 改善策等の措置状況  |
|---|-------------------|--|
| <p>●むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金</p> <p>申請があった経費のうち、対象期間内経費を対象期間外経費と判断し、補助金額が過少払いとなっていた。</p> | 予 防 医 療<br>感染症対策課 | <p>本件は担当者の確認不足を誰も発見できなかったもので、その原因は、事務処理の過程において、一担当者の処理に任ざれてしまい、課内におけるチェック体制がしっかりと機能せず、現状まで至ってしまったものである。</p> <p>再発防止のため、本件を課内で情報共有し、事務処理における書類を複数人で確認するよう体制を強化した。</p> |

監査事項 (4) 補助金等の執行状況

| 改善を要する事項   | 担当課                   | 改善策等の措置状況  |
|--|-----------------------|--|
| <p>●令和3年度むつ市延長保育促進事業費補助金</p> <p>対象となる市内4施設において、収入金額に対象外となる経費が算定され、補助対象経費の未確認から実支出額の算定に誤りがあった。</p>  | <p>子ども家庭課</p>         | <p>実績報告書に記載の金額及び人数内訳と収入一覧等の照合確認が不十分であったことが原因と認識しています。</p> <p>指摘を受けて、所属職員全員で今回の事例の情報共有を行い、あわせて実績報告書において誤認しやすい部分の検証を行いました。</p> <p>今後も、主副担当者、所属長において、補助対象経費と補助対象外経費を適切に判別し、適正な事務処理を徹底してまいります。</p>   |
| <p>●大畑町青少年健全育成協議会補助金</p> <p>大畑12地区協議会への間接補助部分に対する剰余金の調整が長期的に行われていないことから、戻入金額に誤りがあった。</p> <p>また、市単独補助金は、本来単年度補助金であるため、その事務処理についても、剰余金を次年度へ繰り越し、償還払いとして戻入処理を行うことは適切ではない。</p> | <p>大畑庁舎<br/>市民生活課</p> | <p>大畑12地区協議会への間接補助部分に対する剰余金の調整については、各地区協議会独自の決算書様式を統一し、支出項目の透明化を図るとともに、決算書の提出時期を当該年度の3月末とし、剰余金が発生する地区協議会においては、決算書の提出と合わせ剰余金の返金を求める。</p> <p>市単独補助金の事務処理については、各地区協議会も含め剰余金が発生した場合、4月中に戻入処理を行い、決算書等に剰余金の繰越が発生しないように、単年度補助金に即した事務処理体制を整える。</p> |

## 令和4年度定期監査指摘事項に係る措置状況

### 監査事項 (5) 財産の管理状況

| 改善を要する事項   | 担当課    | 改善策等の措置状況      |
|--|--------|----------------|
| <p>●むつ市心身障害者ふれあいの家</p> <p>作業室非常口の開閉に不具合が生じており、施設利用者の特性からも、安全な施設管理に十分な配慮が必要である。</p> | 障がい福祉課 | 指摘により修繕を完了させた。 |

### 監査事項 (6) 準公金の取扱

| 改善を要する事項  | 担当課     | 改善策等の措置状況                                    |
|---|---------|--|
| <p>●むつ市防犯協会</p> <p>消耗品の購入につき、協会員や職員による立替払いが行われていた。立替払いは団体の資金と私費の区別が不明確になる恐れがあり、会計処理上公正ではない。</p> <p>支出予定金額は、資金前渡で用意し、支払後は速やかに精算するなど、公金に準じた取扱いが必要である。</p> | 福祉政策課   | 消耗品の購入につきましては、令和4年度から資金前渡で用意し、支払うよう改善しております。 |
| <p>●むつ市スポーツ少年団</p> <p>主に現金による出納をしていることから、口座振替、口座振込に切り替えることが、信頼性・安全性の面から必要である。</p>   | 市民スポーツ課 | 指摘後の令和5年1月11日支出分より口座振替、口座振込へ切り替えております。       |